

資料 1

有料施設の利用料金（令和 8 年 4 月改正後の料金）

施設名	区分	単位	使用料
全施設	専用	1 時間	10,000 円
陸上競技場・サッカー場	専用	1 時間	1,500 円
陸上競技場	10 人以上	1 時間	1,000 円
	個人	1 人 1 回	100 円
多目的広場	全面	1 時間	500 円
	半面	1 時間	250 円
	個人	1 人 1 回	100 円
多目的広場（夜間照明設備）	全面・全灯	1 時間	3,000 円
	全面・半灯	1 時間	1,500 円
	半面・全灯	1 時間	1,500 円
	半面・半灯	1 時間	750 円
相撲場	専用	1 時間	400 円
	個人	1 時間	50 円
弓道場	専用(10 人立)	1 時間	500 円
	半面(5 人立)	1 時間	250 円
	個人	1 時間	50 円
テニスコート	専用(10 面)	1 時間	3,000 円
	1 面	1 時間	300 円
テニスコート（夜間照明設備）	専用(10 面)	1 時間	4,000 円
	1 面	1 時間	400 円
クラブハウス	会議室(18 人)	1 時間	300 円
	シャワー団体	1 回	2,000 円
	シャワー個人	1 回	100 円
人工芝サッカー場	全面	1 時間	2,000 円
	半面	1 時間	1,000 円
人工芝サッカー場（夜間照明設備）	全面・全灯	1 時間	2,400 円
	全面・半灯	1 時間	1,200 円
	半面・全灯	1 時間	1,200 円
	半面・半灯	1 時間	600 円
市民球場	専用	1 時間	1,500 円
	放送設備	1 回	500 円
市民球場（夜間照明設備）	全灯	1 時間	5,000 円
	半灯	1 時間	2,500 円
第 2 球場	専用	1 時間	300 円
第 2 球場（夜間照明設備）	全灯	1 時間	5,000 円
	半灯	1 時間	2,500 円

備考

- 1 使用時間には、使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用後の原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間が1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間の額とする。
- 3 この表の金額は、アマチュアスポーツ又はレクリエーション活動（以下「アマチュアスポーツ等」という。）に使用し、かつ、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の額とする。
- 4 アマチュアスポーツ等に使用し、入場料等を徴収する場合は、夜間照明設備に係る使用料を除き、上記金額に2を乗じて得た額とする。
- 5 プロスポーツに使用する場合は、夜間照明設備に係る使用料を除き、上記金額に2（入場料等を徴収する場合は4）を乗じて得た額とする。
- 6 アマチュアスポーツ等以外の集会等に使用する場合は、夜間照明設備に係る使用料を除き、上記金額に5（入場料等を徴収する場合は10）を乗じて得た額とする。
- 7 9時前又は21時過ぎに使用する場合は、放送設備及びシャワーに係る使用料を除き、前項までの規定に基づき算出した使用料の額に5割相当額を加算した額とする。ただし、サマータイムを設定した施設におけるサマータイムの期間及び時間帯については、この限りでない。
- 8 市民（市内事業所に勤務又は市内の学校に通学する市外の居住者を含む。）以外の者の使用については、前項までに算出した使用料の額に5割相当額を加算した額とする。
- 9 スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定を締結している宇都宮市、鹿沼市、日光市、さくら市、下野市、上三川町、壬生町、高根沢町又は芳賀町に居住する者の使用については、市民が使用する場合と同様とする。
- 10 未就学児にあっては、個人利用の場合に限り無料とする。
- 11 利用料金の額は、条例に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て変更することができる。

夜間照明設備の点灯開始時刻

対象施設	時期	照明点灯時刻
多目的広場、テニスコートは自動的に料金発生（その他の施設は点灯推奨時刻として設定）	3月16日～ 5月15日	午後6時
	5月16日～ 7月31日	午後7時
	8月 1日～ 9月15日	午後6時
	9月16日～11月15日	午後5時
	11月16日～12月31日	午後4時
	1月 1日～ 3月15日	午後5時